

5 公務上の傷病又は死亡による退職の場合の加算率

※定年年齢 改正前：60歳 (①)、改正後65歳 (②) の場合

(1)退職時の年齢 (③)

(改正前定年年齢より前に退職)

$$58\text{歳} \quad (②-③) \times \{ (①-③) \times 2/100 \} \div (②-③) = 4\%$$

(2)退職時の年齢 (④)

(改正前定年年齢以後に退職)

$$61\text{歳} \quad (②-④) \times 2/100 \div (②-④) = 2\%$$